

見前南小学校いじめ防止基本方針

盛岡市立見前南小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺等を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめは人間としての存在、個人の尊厳を根底から否定し、侵害するものであり、許されない行為であることについて児童に十分理解できるようにするとともに、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して取り組まなければならない。

こうした中、本校では、学校教育目標に掲げる「思いやりがあり助け合う子」を目指すことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 児童に対して（積極的な生徒指導の実践）

- (1) 学級の一員としての自分を自覚できるような学級づくりと成就感・達成感を味わえるような授業実践を行う。（自己存在感）
- (2) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、児童が自ら課題を見つけ、追究し、自ら考え、判断し、表現する力を育てる。（自己決定感）
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導等の指導を通して育むとともに、授業の中でもお互いの考えを聴き合い、認め合う中でルールを確立し、学び合える授業を目指して指導する。（共感的人間関係）
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。

(5) 見て見ないふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

2 教員に対して

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や肯定感、自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進するとともに、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- (5) 正しい児童理解と児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努めるとともに、児童や保護者から話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (6) 生徒指導の機能（自己決定の場の設定・自己存在感の付与・共感的人間関係の育成）を日常の授業の中に取り入れ、積極的な生徒指導を行う意識を高めることで、いじめの未然防止に努める。（『学級づくり＝授業づくり＝ひとつくり』）
- (7) 毎月一日を「心の日」とし、友達のやさしさや思いやりのある行動について認め合うなど、他者と関わる中で生活していくことについて指導する。

3 防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」を設置する。

(1) 構成員

校内・・・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

校外・・・PTA代表（会長、副会長）、教育振興協議会会長、主任児童委員（2名）

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育全体計画への位置づけ）
- ②いじめに関わる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進
- ⑤アンケート、教育相談の実施
- ⑥校外構成員には適宜、基本方針やいじめの実態について説明する機会をもつ。
- ⑦いじめの認知はいじめ対策委員会を活用して行う。（法第22条）

(3) 開催時期

①日常的な関係者の会議

校内構成員による月1回の定例会とする。（総務会と同時開催）

②校外構成員を含めた会議

いじめの事案の発生時は緊急開催し、専門家の助言等も得ながら事態の収束まで随時開催する。

4 児童の主体的な取組

- (1) 自主的にいじめの問題について考え、議論する等児童会によるいじめ防止を目指した生活目標などの取り組み
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や縦割り班活動の推進
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) いじめ防止対策等について、PTA広報や生徒指導だよりに掲載する等して、広報活動に努める。
- (2) いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (4) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 (年1回：6月)
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる担任の自己診断 (年2回：7月、2月)

III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、給食時間、掃除時間、放課後においても児童のようすに目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査（生活調査）年3回（5月、11月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聴き取り調査 年3回（5月、11月、2月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ○日常のいじめ相談窓口（児童及び保護者） | 全教職員 |
| ○地域からのいじめ相談窓口 | 副校長，生徒指導主事 |
| ○学校以外の教育相談 | |
| ・いじめ相談ダイヤル（全国共通） | 0570-078310（24時間） |
| ・ふれあい電話相談（盛岡教育事務所） | 019-629-6745 |
| ・いじめ相談電話（県教育委員会学校教育室） | 019-623-7830 |
| メール相談アドレス | fureai@pref.iwate.jp |
| ・子ども人権110番，いじめ110番（盛岡地方法務局） | 0120-007-110 |

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催しなければならない。校長以下全ての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事案認識をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒やすために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。
- (9) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも 3 か月）
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため市教育委員会と連携

- し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条①)
- 重大事態かどうかを判断し報告・調査を行う疑いのあるケース(盛岡市基本方針より)
- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
 - オ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(市教育委員会)に報告する。
- (2) 児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

◇学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下、以下の通りに対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害児童・保護者等に対する調査方針等の説明をする。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。児童または保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

◇市教育委員会が調査の主体となる場合

市教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整える等、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる取組等について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。